

消防用設備等の点検報告制度について (消防法第17条の3の3)

問い合わせ先
消防局予防課
担当 予防査察グループ
TEL 053-475-7542



消防法により、消防用設備等を設置することが義務づけられている建物の関係者は、その設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

1 点検や報告をしなければならない人

所有者、管理者(ビルの管理会社等)、占有者(テナント等)

2 点検の種類と点検を実施しなければならない期間

- ・ 機器点検: **6か月ごとに実施**(消防用設備等について、主に外観から又は簡易な操作方法により判別できる事項を確認します。)
- ・ 総合点検: **1年ごとに実施**(消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認します。)

3 点検を実施できる人

以下の建物は消防設備士又は消防設備点検資格者よる点検が必要です。

- ・ 延べ面積1,000平方メートル以上の建物
- ・ 福祉施設等の特定防火対象物に該当するものの用途が地階又は3階以上の階にあり、屋内階段が1つの建物

※上記以外の建物については、消防設備士や消防設備点検資格者でなくても点検は行えますが消防用設備等は特殊なものが多く、これらを点検するには、専門的な知識、技能を必要とするため、消防設備士や消防用設備点検資格者による点検をおすすめします。

4 点検を報告する期間

- ・ 特定防火対象物(障害児入所施設、障害者支援施設等): **1年に1回**
- ・ 非特定防火対象物(事務所、共同住宅、倉庫等) : **3年に1回**

5 点検の報告書を提出することができる場所

浜松市内の建物であれば、各消防署及び出張所に提出することができます。